

機械をこれから使用するお客様へ

定期（特定）自主検査は 法令で定められています。

車両系荷役運搬機械、車両系建設機械及び高所作業車については、労働安全衛生法により、事業者は1年を超えない期間ごとに1回（ただし、不整地運搬車は2年を超えない期間ごとに1回）、定期的に有資格者による自主検査を実施しなければなりません。検査や必要な措置を怠った時は罰則（50万円以下の罰金等）が適用されます。

特定自主検査を実施しましょう。
実施時期は出荷標章を確認して下さい。

6	労働安全衛生法第45条第2項による	7
5	特定自主検査 を実施しましょう	8
4	第1回検査は 年 月です	9
3		10
2		11
1	公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 (労働安全衛生法令準拠)	12

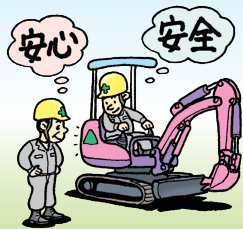


実施時期は
出荷標章をCHECK!

* 出荷標章とは第1回目の特定自主検査を行う年月を表示したものです。



公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

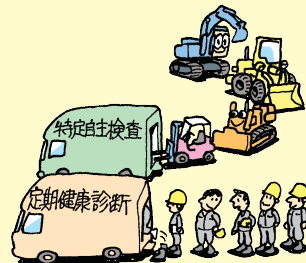


荷役運搬機械と建設機械は、 労働安全衛生法により定期(特定)自主検査が 義務づけられています。



特定自主検査とは

車両系荷役運搬機械、車両系建設機械及び高所作業車については、労働安全衛生法により、**事業者は1年を超えない期間ごとに1回**(ただし不整地運搬車は2年を超えない期間ごとに1回)、定期的に、**有資格者による自主検査**を実施しなければなりません。この定期自主検査(年次検査)のことを**特定自主検査【特自検】**といいます。人間でいうなら年に一度の【健康診断】と同じです。



■ どんな検査を行うのか

検査は、各機械ごとに定められた検査事項について実施し、**結果を記録**することになっています。

[安衛則 第151条の21、第151条の53、第167条、第194条の23]



■ 検査の記録は

検査の結果は、所定の特定自主検査記録表(チェックリスト)に次の事項を記録して、**3年間保存**しなければなりません。

検査年月日 検査方法 検査箇所
検査結果 検査実施者名
検査結果の措置内容

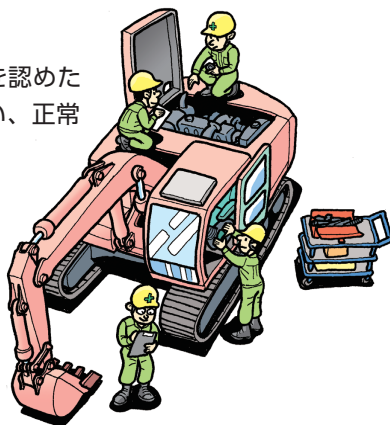


[安衛則 第151条の23、第151条の55、第169条、第194条の25]

■ 異常があった場合は

事業者は検査の結果、異常を認めた場合は直ちに**補修**などを行い、正常な状態に修復させ、**その他必要な措置**をとらなければなりません。

[安衛則 第151条の26、第151条の58、第171条、第194条の28]



■ 検査する人は

法令で定められた**資格を有する検査者**、または**登録検査業者**のいずれかによって特定自主検査を実施することになっています。

[安衛法 第45条第2項、第54条の3、第54条の4]

法定検査機器

事業者(ユーザー)からの依頼により特定自主検査を実施する登録検査業者は、次に示す検査機器を保有し、必要に応じて測定をしなければなりません。

- 1 圧縮圧力計
- 2 回転計
- 3 シックネスゲージ
- 4 油圧圧力計
- 5 電圧計
- 6 電流計
- 7 探傷器
- 8 摩耗ゲージ

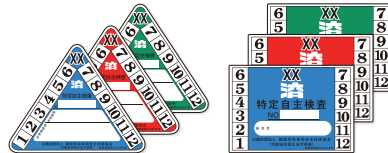


[登録省令 第19条の15]

■ 検査済機械には

事業者は検査が済んだ機械には、見やすい箇所(運転席の付近など)に検査を実施した年月を明らかにする**標準(ステッカー)**を貼付しなければなりません。

[安衛則 第151条の24第5項、第151条の56第5項、第169条の2第8項、第194条の26第5項]



■ 検査や必要な措置を怠ったときは

罰則(50万円以下の罰金等)が適用されます。

[安衛法 第119条、第120条、第122条]

特自検は働く機械の健康診断です!